館林市告示第１３９号

公　　示　　送　　達　　書

下記の書類は、通常の方法では送達不能であるので当館林市役所に保管してあります。書類の名宛人又はその関係者の申出があればいつでもお渡しします。

なお、この掲示は、地方税法第２０条の２及び館林市税条例第１８条の規定によるもので、この掲示を始めた日から起算して７日を経過した日に下記書類が送達されたものとみなされます。

令和８年１０月１９日

館林市長　　多　田　善　宏

記

送達すべき書類の名称	送達を受けるべき者の氏名
差押調書（謄本）　1通 配当計算書謄本　1通	氏名：ＷＡＩ　ＷＡＩ　ＫＹＡＷ
配当計算書謄本　1通 差押解除通知書　1通	氏名：ＭＹＯ　ＺＡＷ　ＯＯ
以下余白	